

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認中国地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 1 件

厚生年金関係 1 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 7 件

国民年金関係 3 件

厚生年金関係 4 件

中国（広島）厚生年金 事案 3016

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和56年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を14万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年8月31日から同年9月1日まで

私は、昭和56年3月以降、A社に継続して勤務しているが、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及びA社が保管する人事記録から判断すると、申立人は、申立期間において同社に継続して勤務し（昭和56年9月1日にA社B工場から同社本社に異動）、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場における昭和56年7月の社会保険事務所（当時）の記録から、14万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して誤って提出し、申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る昭和56年8月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む）、事業主は、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

中国（山口）国民年金 事案 1492

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年4月から43年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立 期 間 : 昭和40年4月から43年12月まで

私は、昭和43年頃に、補償金が支払われたので、私と妻の二人分の申立期間に係る国民年金保険料の約5万円を、A市が委託した集金人にまとめて納付したが、46年頃に、市役所の窓口で、申立期間の保険料が未納となっていることを確認し、未納分を遡って納付できると説明されたので、再度、夫婦二人分の保険料を納付した。

しかし、年金事務所の記録では申立期間が未納とされているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和43年頃に、夫婦二人分の申立期間に係る国民年金保険料として約5万円をA市が委託した集金人にまとめて納付したと供述しているが、納付したとする時期において、申立期間のうち一部の期間の保険料については既に保険料の納付に係る2年の時効が経過している上、残りの期間のうち一部の期間の保険料は過年度保険料となるため、同市は、「過年度保険料の収納は行っていなかった。」としており、申立期間に係る全ての保険料をまとめて同市が収納することはできないほか、夫婦二人分の申立期間に係る保険料の合計額と申立人が納付したとする金額とは大きくかけ離れている。

また、A市は、「申立期間当時における当市の集金人及び集金活動の状況等は、関係資料が無いため不明である。」としていることから、申立人が納付したとする同市が委託した集金人を特定できないため、申立期間における申立人の国民年金保険料の納付状況等について供述を得ることはできない。

さらに、申立人に係る国民年金被保険者台帳には、昭和40年4月から42年12月までの各月欄には「時効消滅」の押印があり、43年1月から同年12

月までの各月欄は空欄であることから、申立期間は未納として管理されていたことが確認できる上、A市の申立人に係る国民年金被保険者名簿（電算記録）でも申立期間は未納とされている。

一方、申立人は、昭和46年頃に、再度、夫婦二人分の国民年金保険料をまとめて納付したと供述しているところ、この時期において、申立期間に係る保険料の全部又は大部分は既に納付に係る2年の時効が経過しているが、第1回特例納付の実施期間中であり、特例納付等により申立期間の保険料をまとめて納付することは可能である。

しかしながら、申立人は、特例納付について説明を受けた記憶は無いとしている上、制度上、特例納付は先に経過した未納期間から順次納付するとされているが、申立人夫婦には、いずれも申立期間より前に未納期間があるほか、上記被保険者台帳には特例納付による納付が行われた記録も確認できないことから、申立人が、申立期間に係る保険料を特例納付したという事情はうかがえない。

加えて、申立人は、申立期間以前から現在まで継続してA市に住所があり、同市が申立人に複数の国民年金手帳記号番号を払い出すことは考え難い上、国民年金手帳記号番号払出簿検索システム及びオンライン記録による氏名検索を行っても、申立人に対し、上記被保険者台帳に係る国民年金手帳記号番号以外の別の記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

中国（山口）国民年金 事案 1493

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年4月から43年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和40年4月から43年12月まで

私の夫は、昭和43年頃に、補償金が支払われたので、夫と私の二人分の申立期間に係る国民年金保険料の約5万円を、A市が委託した集金人にまとめて納付したが、46年頃に、市役所の窓口で、申立期間の保険料が未納となっていることを確認し、未納分を遡って納付できると説明されたので、再度、夫婦二人分の保険料を納付した。

しかし、年金事務所の記録では申立期間が未納とされているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の夫が、昭和43年頃に、夫婦二人分の申立期間に係る国民年金保険料として約5万円をA市が委託した集金人にまとめて納付したと供述しているが、納付したとする時期において、申立期間のうち一部の期間の保険料については既に保険料の納付に係る2年の時効が経過している上、残りの期間のうち一部の期間の保険料は過年度保険料となるため、同市は、「過年度保険料の収納は行っていなかった。」としており、申立期間に係る全ての保険料をまとめて同市が収納することはできないほか、夫婦二人分の申立期間に係る保険料の合計額と申立人の夫が納付したとする金額とは大きくかけ離れている。

また、A市は、「申立期間当時における当市の集金人及び集金活動の状況等は、関係資料が無いため不明である。」としていることから、申立人の夫が納付したとする同市が委託した集金人を特定できないため、申立期間における申立人の国民年金保険料の納付状況等について供述を得ることはできない。

さらに、申立人に係る国民年金被保険者台帳には、昭和40年4月から42

年 12 月までの各月欄には「時効消滅」の押印があり、43 年 1 月から同年 12 月までの各月欄は空欄であることから、申立期間は未納として管理されていたことが確認できる上、A 市の申立人に係る国民年金被保険者名簿（電算記録）でも申立期間は未納とされている。

一方、申立人は、夫が、昭和 46 年頃に、再度、夫婦二人分の国民年金保険料をまとめて納付したと供述しているところ、この時期において、申立期間に係る保険料の全部又は大部分は既に納付に係る 2 年の時効が経過しているが、第 1 回特例納付の実施期間中であり、特例納付等により申立期間の保険料をまとめて納付することは可能である。

しかしながら、申立人及び申立人の夫は、特例納付について説明を受けた記憶は無いとしている上、制度上、特例納付は先に経過した未納期間から順次納付するとされているが、申立人夫婦には、いずれも申立期間より前に未納期間があるほか、上記被保険者台帳には特例納付による納付が行われた記録も確認できないことから、申立人の夫が、申立人の申立期間に係る保険料を特例納付したという事情はうかがえない。

加えて、申立人は、申立期間以前から現在まで継続して A 市に住所があり、同市が申立人に複数の国民年金手帳記号番号を払い出すことは考え難い上、国民年金手帳記号番号払出簿検索システム及びオンライン記録による氏名検索を行っても、申立人に対し、上記被保険者台帳に係る国民年金手帳記号番号以外の別の記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

中国（島根）国民年金 事案 1494

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年2月から49年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和42年2月から45年5月まで
② 昭和45年6月から49年12月まで

申立期間①の国民年金保険料は、昭和45年7月頃に、父がA市で私の国民年金の加入手続きを行い、その際に、保険料を遡って納付することができることを知り、父が当該期間の保険料を納付したにもかかわらず、当該期間が国民年金に未加入の期間とされていることに納得できない。

申立期間②の保険料は、町内の納付組織で、当初は父が納付し、私が世帯主となった昭和46年1月からは、家族の保険料と合わせて私が納付したにもかかわらず、当該期間について、家族は納付済みの記録となっているのに私だけが未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿における申立人の前後の任意加入被保険者の資格取得日等から、昭和52年3月頃にA市で払い出されたものと推認され、この頃に申立人の国民年金の加入手続きが行われたとみられる。

また、申立人が所持する年金手帳には、「初めて被保険者となった日」が昭和45年6月12日と記載されており、この資格取得日の記録は、申立人に係るA市の国民年金被保険者名簿の記録、国民年金被保険者台帳の記録及びオンライン記録と一致していることから、上記の加入手続き時に、申立人が同市に転入した同日に遡って国民年金の被保険者資格を取得したものと推認される。

したがって、申立期間①は未加入期間であり、制度上、当該期間の国民年金保険料を納付することはできず、申立期間②の保険料は、上記の加入手続き時点において、既に時効により納付することができない。

さらに、上記の払出簿における払出時期が昭和42年2月から52年3月までの国民年金手帳記号番号について確認したが、申立人の氏名は見当たらず、オンライン記録による氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる調査を行っても、申立人に別の記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

加えて、上記の被保険者名簿には、申立期間①は未加入期間、申立期間②は未納と記録されており、当該記録は上記の被保険者台帳の記録及びオンライン記録と一致している。

その上、申立人は国民年金の加入手続及び昭和45年までの国民年金保険料の納付に直接関与していないとしており、加入手続及び保険料納付を行っていたとする申立人の父親は既に死亡しているため、当該期間における申立人に係る国民年金の加入及び保険料の納付状況等について確認することができない。

なお、申立人は、「国民年金の加入手続時に、未納分を遡って納付することができると知り、分割して納付した。」としているところ、上記の被保険者名簿には、昭和50年1月から52年3月までの国民年金保険料を同年4月から同年10月にかけて7回に分けて過年度納付した記録が確認できることから、同年3月頃に行った加入手続時点で納付可能であった過年度保険料を、分割して納付したものと推認でき、申立人の記憶は、当該時期の納付状況に係るものである可能性がうかがえる。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

中国（広島）厚生年金 事案 3012

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年5月から49年12月まで
私は、A社（現在は、B社）C事業所に3回勤務したが、1回目及び2回目に勤務した期間については厚生年金保険の加入記録があるのに、3回目に勤務した申立期間の加入記録が無いので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社は、「申立期間当時の人事記録等の資料は残っておらず、申立人が申立期間に勤務していたかは不明である。また、当社の保有する社会保険被保険者台帳に、申立人の1回目及び2回目の勤務時における厚生年金保険の加入記録はあるが、申立期間の加入記録は無い。」と回答している。

また、申立人は、申立期間における同僚について記憶していない上、A社における厚生年金保険の加入手続は本社一括であるため、申立期間において同社C事業所に勤務していた同僚を特定することができず、供述を得ることができないことから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

さらに、A社に係る事業所別被保険者名簿において、資格取得日が昭和43年5月1日から49年12月31日までの厚生年金保険被保険者を確認したが、申立人の名前は見当たらない。

このほか、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、ほかに保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

中国（島根）厚生年金 事案 3013

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 8 月 1 日から 42 年 4 月 1 日まで

私は、昭和 41 年 1 月から 42 年 3 月まで A 事業所 B 営業所の C 係で臨時社員として勤務し、A 事業所から給与が支給されていた 41 年 7 月までは、B 営業所に係る厚生年金保険の加入記録があるのに、給与が D 市にあった E 事業所（現在は、F 事業所）又は G 事業所から支給されていた申立期間の加入記録が無い。申立期間においても、B 営業所で臨時社員として勤務し、給与は上記のいずれかの関連事業所から支給されていたので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人、申立期間当時に B 営業所で勤務していたとする A 事業所の社員及び E 事業所の社員等の供述から、申立人は、勤務期間は特定できないものの、B 営業所内で勤務し、E 事業所又は G 事業所から給与が支給されていたことがうかがえる。

しかしながら、B 営業所 C 係で勤務していたとする前述の A 事業所の社員は、「B 営業所内には関連事業所から給与が支給されていた者が勤務していたが、申立人に係る給与の支給状況等は分からない。」とし、E 事業所で経理及び社会保険事務を担当していたとする社員は、「G 事業所の事務所は、E 事業所の事務所と同じ場所にあり、G 事業所に在籍する者の給与支給事務等も私が行っていた。申立人に給与を支給していたことは覚えているが、給与支払者がどちらの事業所か、また、厚生年金保険料を控除していたかは覚えていない。」としていることから、申立期間における申立人に対する給与支払者が特定できない上、厚生年金保険料の控除等の状況を確認することができない。

また、F 事業所は、「申立期間当時の申立人の勤務実態及び給与の支給状況

が分かる資料等は残っていない。」と回答している上、B事業所H係で勤務していたとするA事業所の社員は、「申立人に係る給与支払者は、G事業所であったと思うが、支給期間や厚生年金保険料控除の有無等は分からない。」としているところ、健康保険厚生年金保険事業所記号番号索引簿によると、G事業所は、昭和41年6月5日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立期間当時の事業主は連絡先不明のため、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除等の状況について確認することができない。

さらに、E事業所及びG事業所を含むB営業所の関連事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び同被保険者原票を確認したが、申立期間において申立人の名前は見当たらない上、健康保険の整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、ほかに保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

中国（広島）厚生年金 事案 3014

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 11 月 27 日から 9 年 7 月 1 日まで

私は、平成 8 年 11 月 27 日に A 社に入社し、9 年 7 月頃に事業主が同じである B 社に異動した。申立期間及び B 社を退社するまでの期間について同社における雇用保険被保険者記録があるのに、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険被保険者記録及び申立期間当時に A 社において厚生年金保険被保険者記録が確認できる申立人が記憶する同僚二人の回答等から、申立人は、勤務期間は特定できないものの、A 社又は B 社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、A 社及び B 社の業務を承継した C 社は、「申立期間当時の A 社及び B 社に係る人事記録等は保存していないため、申立人に係る勤務状況等は不明である。」と回答している上、申立期間当時の事業主は死亡しており、当時の A 社及び B 社の役員であった者は、「申立人の申立期間当時における厚生年金保険料の控除の有無は不明である。」としていることから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

また、申立期間当時、A 社で社会保険事務を担当していたとする者は、「A 社では、入社後しばらくの間は試用期間があり、事業主の個別の指示により従業員を厚生年金保険に加入させていた。」と供述しており、前述の同僚の一人も、「A 社は、試用期間後に従業員を厚生年金保険に加入させていた。」としている上、B 社で社会保険事務を担当していたとする者は、「B 社では、従業員を雇用保険に加入させても、同時期に厚生年金保険に加入させていない場合が

あった。」と供述している。

さらに、申立人と同時期にB社における厚生年金保険の被保険者資格を取得している7人全員が、雇用保険の被保険者資格を取得してから、約4か月から11か月経過した後に厚生年金保険の被保険者となっていることが確認できる上、そのうち一人は、「私は、入社した当初は厚生年金保険に加入していなかった。健康保険者証が必要となった時期と厚生年金保険に加入した時期が一致している。」と供述していることから、A社及びB社においては、申立期間当時、必ずしも従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

加えて、申立人及びその妻は、国民年金第1号被保険者として、申立期間の国民年金保険料を、申立期間当時に毎月納付していることが確認できる。

このほか、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、ほかに保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

中国（山口）厚生年金 事案 3015

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 7 月 25 日から 46 年 5 月 21 日まで
私は、A社を退職後に、同社に係る脱退手当金を受け取ったことは覚えているが、再就職したB社に係る脱退手当金を受け取っていないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間を含む昭和 41 年 4 月 1 日から 46 年 5 月 21 日までに係る脱退手当金の支給について、脱退手当金裁定請求書及び厚生年金保険脱退手当金裁定伺が保存されており、同請求書には、申立人の旧姓による署名及び捺印が確認でき、同裁定伺から、当該脱退手当金は、A社及びB社の両社における厚生年金保険被保険者期間を算定の基礎としていることが確認できるほか、これらの文書に記載又は押印された厚生年金保険被保険者期間、支給額及び支払日は、オンライン記録と一致している。

また、脱退手当金の支給額は、A社及びB社における申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に記載された標準報酬月額から算出された法定支給額と一致しているほか、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても、申立期間に係る脱退手当金の受給の動機及び記憶が無いという主張のほかに、これを受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。